

平成29年度 文教委員会資料①

【所管事務の調査(報告)】

「川崎駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)について

資料1 川崎駅北口通路開通に伴う散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料2 川崎駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域拡大図

資料3 今後のスケジュール

参考資料 パブリックコメント手続用資料

市 民 文 化 局

(平成30年1月18日)

川崎駅北口通路開通に伴う散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱(ポイ捨て)防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱と路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成29年度中に川崎駅北口通路の供用が開始されるため、川崎駅周辺の重点区域を変更(拡大)することにつきまして、パブリックコメントを実施しました。

その結果、12通(意見総数13件)の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎駅北口通路開通に伴う散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案について
意見の募集	平成29年10月10日(火)から 平成29年11月9日(木)まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、ファクシミリ
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより ・ 市ホームページ ・ 各区役所市政資料コーナー ・ かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階) ・ 市民文化局市民生活部地域安全推進課 ・ 環境局生活環境部減量推進課

3 結果の概要

意見提出数(意見数)		12通(13件)
(内訳)	電子メール	9通(9件)
	郵送	1通(1件)
	持参	2通(3件)
	ファクシミリ	0通(0件)

4 意見の内容と対応

寄せられた意見の内容は、概ね重点区域指定案に沿った意見や、今後の指定喫煙場所の整備等にあって参考とすべき意見であるため、当初案のとおり重点区域を指定します。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、重点区域指定案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が重点区域指定案に沿った意見であり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの
- E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 川崎駅周辺の重点区域変更（拡大）等に関する意見				1		1
(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見			3			3
(3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見		5		4		9
合計		5	3	5		13

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 川崎駅周辺の重点区域変更（拡大）等に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	受動喫煙の悪影響は、室内においてのものであり、海外でも屋外の喫煙について規制している国は少ない。科学的な根拠が無いままに規制区域を拡大することには疑問を感じる。	<p>本市の路上喫煙の防止に関する条例におきましては、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として制定し、主要駅等の人通りが多い地域を重点区域として、指定しております。</p> <p>そのため、川崎駅周辺の重点区域拡大におきましても、人通りが多く危険が想定される地域について拡大を行うものです。</p>	D

(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	指定喫煙場所のスペース改善など、喫煙者の環境整備も進めてほしい。(3件)	<p>重点区域内の指定喫煙場所の設置につきましては、歩行者の安全確保のため、極力、歩行者動線から外れた場所に設置しており、平成29年4月に川崎駅東口中央の指定喫煙場所の拡大を行うなど、周辺環境や利用状況に応じて改修を行っております。</p> <p>いただいたご意見は、今後、指定喫煙場所の再整備の検討など、路上喫煙防止対策を推進していく際に参考とさせていただきます。</p>	C

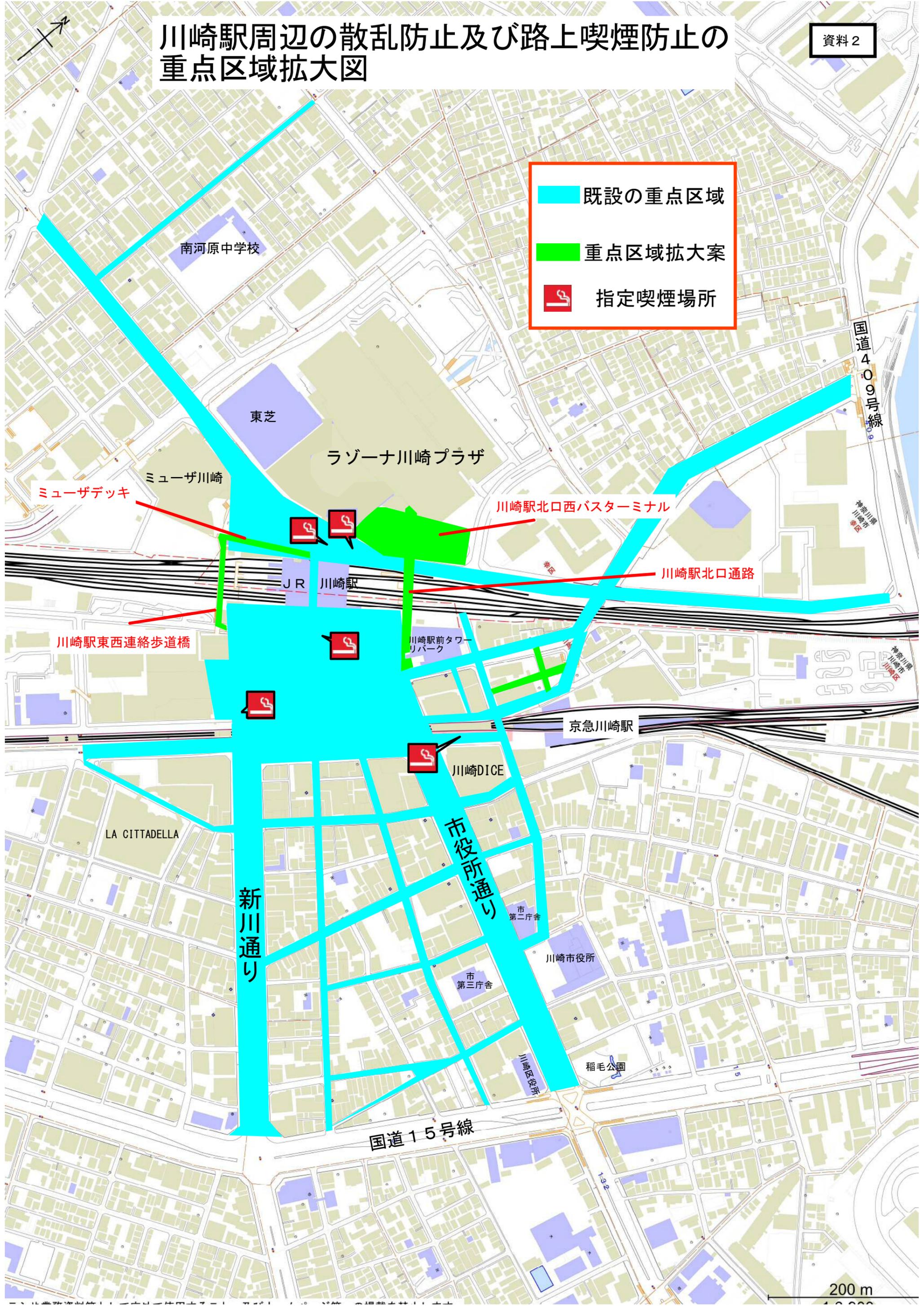
(3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	川崎駅周辺の美化対策により一層取り組んでほしい。(2件)	<p>条例の目的である歩行者の安全確保及び地域環境美化の促進を達成するために、指導員による巡回活動を実施するとともに、定期的な啓発キャンペーンの実施などの広報啓発活動を継続して実施してまいります。</p> <p>また、マナーやモラル向上のために、キャンペーンの内容や、巡回指導の場所や方法の充実化を図るほか、川崎の顔である川崎駅周辺の美化対策の実施に向け、地域の方々と一緒に効果的な方法を検討してまいります。</p>	B
4	違反者の取締りの際の罰則の適用を徹底してほしい。(3件)	<p>違反者に対しては、まず注意・指導を行い、路上喫煙及びポイ捨て行為をやめていただくことが重要と考えており、注意・指導を行っても、それに従わない違反者に対して罰則を適用し過料を徴収します。</p> <p>なお、条例の目的である歩行者の安全確保及び地域環境美化の促進を達成するために、指導員による巡回活動を実施するとともに、定期的な啓発キャンペーンの実施などの広報啓発活動を継続して実施してまいります。</p>	D

5	<p>ポイ捨ての抑止や違反者の意識改革等のため、罰則についてはまちの美化・清掃等の社会奉仕活動に強制的に従事させる制度の整備を検討してほしい。</p>	<p>条例で罰則を規定しているのは、罰則を科すことが主目的ではなく、「ポイ捨てをしない」ことを社会的ルールとして定着を図ること、違反者への反省を促すことが趣旨であります。</p> <p>地域環境美化の意識醸成のためには、指導員による巡回活動、定期的な啓発キャンペーンの実施などの広報啓発活動を継続して実施していくとともに、キャンペーンの内容や、巡回指導の場所や方法の充実化を図るなど、地域の実情に応じたより効果的な対策を引き続き検討してまいります。</p>	D
6	<p>より一層の啓発活動を継続していくことにより、条例を周知し、マナーの向上につなげて欲しい。(2件)</p>	<p>重点区域拡大の施行日前後に、拡大地域周辺において集中的に啓発キャンペーンを実施するほか、路面表示の設置や指導員による巡回活動により、周知・啓発活動を実施してまいります。</p> <p>また、拡大地域以外の地域においても指導員による巡回活動を実施するとともに定期的な啓発キャンペーンの実施などの広報啓発活動を継続して実施してまいります。</p>	B
7	<p>室内の規制が進む中、屋外での喫煙者が増加する恐れがあることから、引き続き散乱防止や路上喫煙防止に向けた取り組みを進めて欲しい。</p>	<p>指導員による効果的な巡回活動を実施するとともに、定期的な啓発キャンペーンの実施などの広報啓発活動を継続して実施してまいります。</p>	B

川崎駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域拡大図

資料2



既設の重点区域
重点区域拡大案
指定喫煙場所

200 m

今後のスケジュール

	1月			2月			3月			4月以降
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
行政手続き等					●重点区域変更・拡大 告示（2月16日）				●重点区域変更・拡大 施行（3月16日）	路上喫煙防止・ 散乱防止対策 の継続実施 他の重点区域 周辺の整備状 況等を踏まえ区 域変更の検討
					★川崎駅北口通路 供用開始(2月17日)					
関係者との調整			●関係者会議の開催（1月29日） ・パブリックコメント結果 ・交通系事業者 ・大規模事業者等				キャンペーン等広報・啓発活動の実施			
市民意見等手続 (パブリック コメント等)			意見公表							
議会報告		●委員会での報告 (文教・環境) 川崎市・幸区選出議員への情報提供（1月18日）								
報道対応					●報道機関への情報提供 ●ポスター掲出			●市政だよりへの掲載		

「川崎駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案について

参考

1 条例の概要

- 「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例(通称:ポイ捨て禁止条例)」
 - 地域の環境美化の促進を目的として、飲料容器等の散乱防止に関する条例を制定(平成7年7月1日)
 - 「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処す。
- 「川崎市路上喫煙の防止に関する条例(通称:路上喫煙防止条例)」
 - 歩行者の安全確保を目的として、路上喫煙の防止に関する条例を制定(平成18年4月1日)
 - 「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処す(指定喫煙場所を除く)。
 - 路上喫煙防止指導員の制服を導入し、対策を強化(平成23年11月)
 - 条例施行後、初の罰則適用(平成24年9月)
 - 路上喫煙防止指導員の注意・指導に従わない悪質な場合に適用(平成29年7月末現在 29件適用)
- 散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域
 - 7区域7行政区
 - 各駅周辺を「散乱防止重点区域」に指定
 - 川崎駅周辺・新百合ヶ丘駅周辺(平成7年10月1日施行)、武蔵小杉駅周辺(平成9年10月1日施行)
 - 武蔵溝ノ口駅周辺(平成10年10月1日施行)、鷺沼駅周辺(平成11年10月1日施行)
 - ポイ捨て防止対策と連携して取組を推進するため、同一区域を「路上喫煙防止重点区域」に指定(平成18年6月1日施行)
 - 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺を「散乱防止重点区域」及び「路上喫煙防止重点区域」に指定(平成22年12月1日施行)
 - 武蔵小杉駅南口地区西・東街区の整備完了に伴い武蔵小杉駅周辺の重点区域を変更(拡大)(平成26年3月1日施行)
 - 新川崎・鹿島田駅周辺を「散乱防止重点区域」及び「路上喫煙防止重点区域」に指定(平成27年4月1日施行)
 - 武蔵溝ノ口駅南口周辺の整備完了に伴い武蔵溝ノ口駅南口周辺の重点区域を変更(拡大)(平成29年1月10日施行)

2 重点区域指定の考え方

■川崎市総合計画における広域拠点駅及び地域生活拠点駅の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定区域とする。

- 1 区域を限定することによる効果

「重点区域」については、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うことで、区域外(市内全域)への波及効果が期待でき、また条例の周知・PR等の効果が高い。さらに、条例の効果を高めるために「重点区域」内に「指定喫煙場所」を設置している。
- 2 罰則の適用について

路上喫煙の違反は、歩行者の安全確保を困難にすることから、喫煙者のルールやマナーの徹底が必要不可欠である。また、ルールやマナーを守らない違反者への罰則適用は、一定程度必要であるため、適用範囲を指定する必要がある。(路上喫煙の違反行為を現認することに比べ、ポイ捨ての現認は極めて難しい)

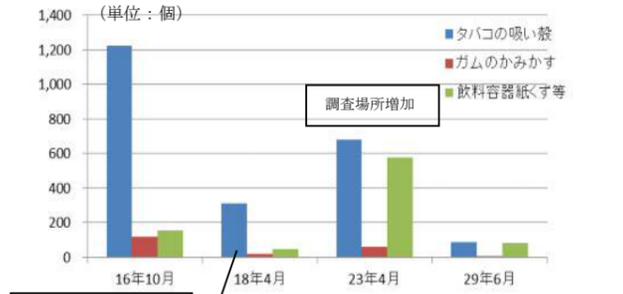
3 重点区域指定による効果

■歩行者に占める喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れている。散乱物についても減少している。

(参考) ○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合(午前8～9時の定点観測値)



(参考) ○川崎駅周辺の散乱物調査結果(15時～17時の定点観測値)



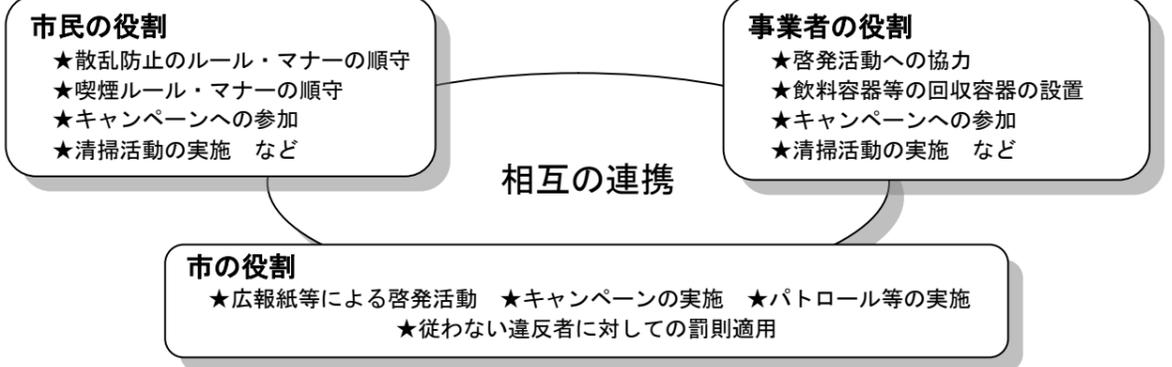
4 重点区域変更(拡大)の目的と考え方

■川崎市総合計画において、広域拠点として位置づけられている川崎駅周辺については、平成30年3月(予定)に川崎駅北口自由通路が開通し、駅周辺の環境が大きく変わることを受けて、既に重点区域として指定されている川崎駅周辺重点区域の変更(拡大)を行うことにより、当該地域における散乱防止・路上喫煙防止を推進し、安全で快適なまちづくりを目指す。

重点区域変更(拡大)区域設定の考え方
川崎駅北口自由通路及び同通路開通により人の流れが増加することが見込まれる区域、平成7年の重点区域指定以降に整備されたデッキ及び連絡通路等について重点区域に指定する。

5 今後の取組

■散乱防止・路上喫煙防止の取組の推進には、市(行政)だけではなく、市民や事業者との協働によって継続的に取り組んでいく必要がある。



■具体的な市の取組

- 1 市政だよりへの掲載・・・平成30年3月号
 - 2 ポスターの掲出(公共施設、駅、商店)・・・平成30年3月上旬から随時
 - 3 ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーン
・・・3月以降、新たに指定した区域を中心にキャンペーンを行う。
 - 4 路面標示等の設置・・・平成30年3月
- ※指定の告示日:平成30年3月 1日(予定)
※効力の発生日:平成30年4月 1日(予定)

■推進体制

- 1 飲料容器等散乱防止指導員による注意・指導
 - 2 路上喫煙防止指導員による注意・指導
 - 3 ポイ捨て禁止・路上喫煙防止等統一キャンペーンの実施
- 指導に従わない違反者には罰則適用

6 その他

■今回の重点区域の指定とは別に、川崎市の玄関口でもある川崎駅東口周辺において、ごみの散乱が目立つ箇所については、町内会・自治会、商店街、市民団体などと連携した地域環境美化に向けた取組を行う。



ポイ捨て禁止キャンペーンの様子

川崎駅北口自由通路開通に伴う散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更（拡大）案について御意見をお寄せください

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成29年度中に川崎駅北口自由通路の整備が完了するため、川崎駅周辺の重点区域を変更（拡大）し、当該地域における飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域変更（拡大）案について皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成29（2017）年10月10日（火）～11月9日（木）

※郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民文化局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課宛てに御意見をお寄せください。

(1) 電子メール（<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000091472.html>）

川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

(2) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

・川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課宛て（川崎フロンティアビル9階）

・川崎市環境局生活環境部減量推進課宛て（川崎市役所第3庁舎16階）

(3) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3869（市民文化局市民生活部地域安全推進課）

044-200-3923（環境局生活環境部減量推進課）

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、ご遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

- ・路上喫煙防止について : 市民文化局市民生活部地域安全推進課
電話 044-200-2284/FAX 044-200-3869
- ・飲料容器等の散乱防止について : 環境局生活環境部減量推進課
電話 044-200-2580/FAX 044-200-3923

1 条例の概要

■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）【平成7年7月1日施行】

■川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）【平成18年4月1日施行】

条例のポイント

○ポイ捨て禁止条例：地域の環境美化の促進を目的として制定しました

○路上喫煙防止条例：歩行者の安全確保を目的として制定しました

○散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定します

特に「散乱を防止する」「路上喫煙を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」「路上喫煙防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

○条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処せられます（指定喫煙場所を除く）。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処せられます。

2 重点区域指定の考え方

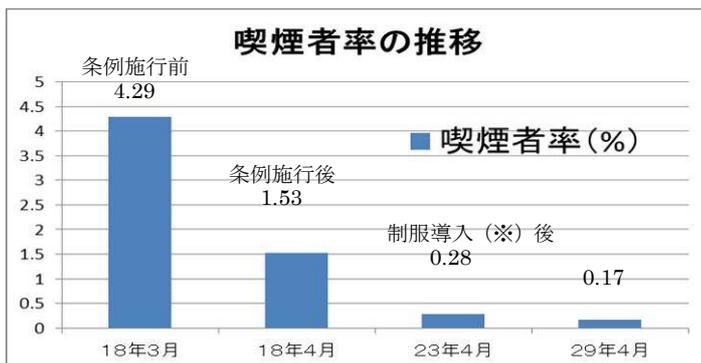
駅前広場を起点とした主要道路や公共的施設、商店街等を結ぶ道路を重点区域として指定します。

重点区域については、人の往来が多い区域を指定することで、重点的、集中的かつきめ細かな普及啓発を行うことができ、条例の周知・PR等の効果が図れます。

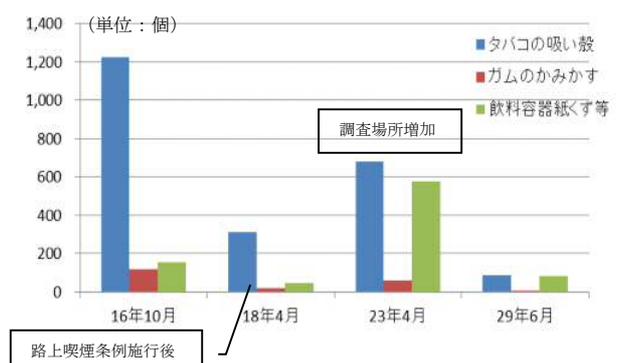
3 重点区域指定による効果

歩行者に占める散乱状況及び喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入（※）後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れています。散乱物についても減少しています。

（参考）○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合
（午前8～9時の定点観測値）



（参考）○川崎駅周辺の散乱物調査結果
（15時～17時の定点観測値）



※指導員の巡回・啓発の効果を高めることを目的に、巡回していることが一目でわかるよう、制服を導入

4 重点区域変更(拡大)の目的

川崎市総合計画において、広域拠点として位置づけられている川崎駅周辺については、平成30年3月(予定)に川崎駅北口自由通路が開通し、駅周辺の環境が大きく変わることを受けて、既に重点区域として指定されている川崎駅周辺重点区域の変更(拡大)を行うことにより、当該地域における散乱防止・路上喫煙防止を推進し、安全で快適なまちづくりを目指します。

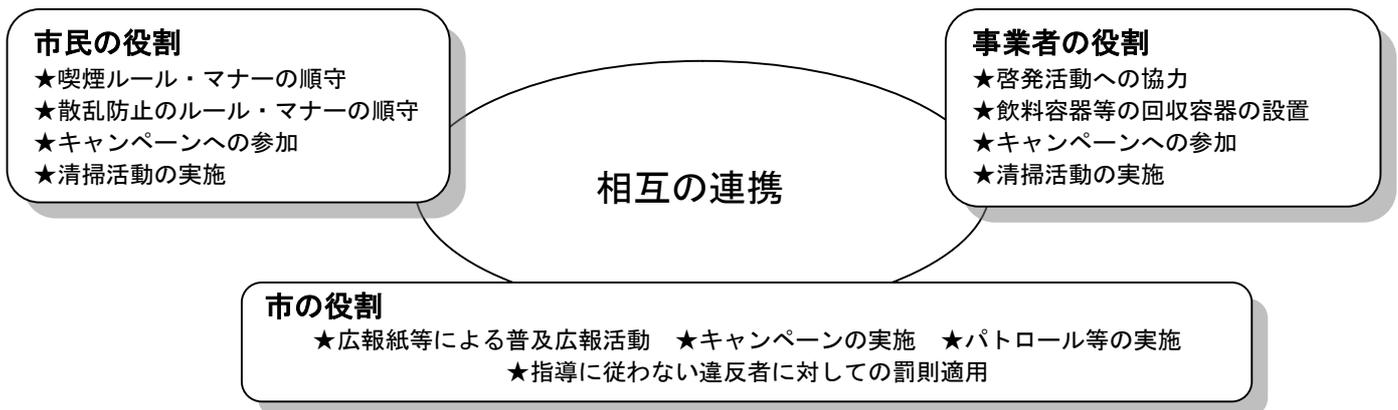
重点区域変更(拡大) 区域設定の考え方

川崎駅北口自由通路及び同通路開通により人の流れが増加することが見込まれる区域、平成7年の重点区域指定以降に整備されたデッキ及び連絡通路等について重点区域に指定します。

川崎駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案については別図をご覧ください。

5 今後の取組

散乱防止・路上喫煙防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、取り組んでいく必要があります。



■主な普及広報活動

市政だよりをはじめ、路面標示等の設置、ポスターの掲出、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーンなどを通して、川崎駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)に係る普及広報活動を行っていきます。



標識



路面標示

■今後の体制

指定後も、駅頭でのキャンペーンをはじめ、定期的に指導員が巡回し、ポイ捨て行為者及び路上喫煙者に対する注意・指導を行います。

■重点区域指定施行日(予定)

平成30年4月1日(平成30年3月1日告示)